

伊万里福祉会及び伊万里福祉会立保育園等の概要

法人名称	社会福祉法人伊万里福祉会
法人設立日	昭和53年11月6日
運営施設	①大川内保育園（定員100人） 大川内町 ②波多津保育園（定員50人） 波多津町 ③立花保育園（定員120人） 立花町 ④みなみ保育園（定員130人） 新天町 ⑤ひまわり園（児童発達支援事業所）（1日10人） 新天町
理念	【慈愛・ふれあい・育ちあい】 全ての園児をたくましく、思いやりのある子に育て、保護者が安心して子育てができるように、全ての職員が慈愛をもって保育に当たり、全ての職員と園児と保護者のふれあいを通して、みんなが育ちあう、そんな子育て支援の拠点としての役割を果たしてまいります。
保育・療育の目標	①大川内保育園「げんきな子 やさしい子 がんばる子」 ②波多津保育園「みんな仲良く 丈夫なからだ 元気な子」 ③立花保育園「みんな なかよく」「心のやさしい すなおな子ども」 「丈夫なからだ 体力づくり」 ④みなみ保育園「みんななかよし」「根気強くやり通す子ども 思いやりの心を持つ子ども 明るくたくましい子ども」 ⑤ひまわり園 「お友達と遊べる、自分のことは自分でできる、お話ができる子」
共通の基本方針	①笑顔で思いやりのある保育と応接 ②園児の安全と保護者の信頼の確保 ③保育所保育指針に示されている「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を目指す保育 ④基本的な生活習慣の自立 ⑤完全給食の徹底及び心と体を元気にする食育の推進 ⑥保護者に対する子育て支援の充実 ⑦職員の能力向上 ⑧設備、遊具、図書など保育環境の充実 ⑨丁寧な言葉づかいや清潔な身だしなみ

南波多保育園の運営に関する考え方

<p>基本方針、 目標等</p>	<p>法人として、「慈愛」「ふれあい」「育ちあい」を基本理念に掲げ、この基本理念を踏まえた具体的な保育園運営の基本方針として次のことを保育園運営規則に定めており、公私連携型保育所においても、この基本方針の下に運営していきます。</p> <p>① 保育園は、良質かつ適切な内容及び水準の保育の提供を行うことにより、全ての園児が健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものとする。</p> <p>② 保育園は、園児の意思及び人格を尊重して、常に当該園児の立場に立って保育を提供するように努めるものとする。</p> <p>③ 保育園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、佐賀県、市町、小学校、幼稚園、他の保育所等との密接な連携に努めるものとする。</p> <p>④ 保育園は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員により、園児の状況及び発達過程を踏まえ、保育園における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うものとする。</p>
<p>食育</p>	<p>食育については、保育所保育指針第3章「2食育の推進」、厚生労働省作成の「保育所における食事の提供ガイドライン」及び佐賀県作成の「保育所給食栄養管理の手引き」に従い、既存の保育園4か園と連携しつつ、南波多町の農産物の地産地消も考慮しながら対応します。</p> <p>それらを踏まえた食育計画は、次の3点を柱に据えて作成したいと考えます。</p> <p>① 食生活に必要な基本的な習慣やマナーを身に付けさせる。</p> <p>② 集団で食事をする楽しさを味わわせ、食を営む力を培う。</p> <p>③ 食事ができることへの感謝の心を培う。</p> <p>実際の取り組みの主なものとして、次のようなものを考えています。</p> <p>① 園の菜園又はプランターで季節の野菜を栽培し、これを給食に用いる。</p> <p>② 野菜の収穫は、園児と職員で行い、その野菜は、できるだけその日の給食で使い、保育士や調理師が給食時に園児に説明を行う。</p> <p>③ 年に数回、園児が参加するクッキングを実施する。</p>
<p>苦情受付 対応</p>	<p>苦情受付後の対応については、「伊万里福祉施設利用者等の苦情解決に関する要綱」の規定に従い、次の手順により行います。</p> <p>① 苦情受付担当者（主任保育士）が記録した苦情受付書により、直ちに苦情解決責任者（園長）に報告する。</p> <p>② 苦情解決責任者は、苦情申出人等からの聴き取り等により実態を把握し、これを理事長に報告する。</p>

	<p>③ 苦情解決責任者は、苦情申出人と解決に向けた話し合いを行い、苦情の解決を図る。この場合、必要に応じ第三者委員を立ち合わせる。</p> <p>④ 苦情解決責任者は、苦情申出人との話し合いでは解決せず、又は苦情申出人が求めるときは、第三者委員に助言を求め、又は第三者委員との協議により解決を図る。</p> <p>⑥ 上記の対応によっても苦情が解決しないときは、佐賀県福祉サービス運営適正化委員会に苦情の解決の相談又は助言等の申出を行う。</p> <p>⑦ 苦情が解決したときは、苦情申出人及び第三者委員に報告する。</p> <p>⑧ 苦情解決の結果は、個人情報に関する部分を除き、園だより等に掲載して公表する。</p>
<p>保護者に対する 支援・連携</p>	<p>伊万里福祉会の保育園においては、全ての園児の健やかな育ちを実現することができるよう、その保護者に対して子育て支援を行っています。</p> <p>その支援の第一は、連絡帳や登降園時の会話、行事への参加などを通して、日常的な保育の内容を保護者に発信することです。</p> <p>その支援の第二は、園長、主任保育士及び園児のクラス担任の保育士が、保育の専門知識や園児の保育園での生活態度の情報を背景としながら、保護者に対して子育てに関する相談や助言、行動見本の提示などにより指導を行うことです。この指導においては、通常の保育と関連させて展開することとしています。</p> <p>そのほか、保護者に育児不安などが見られる場合には、保護者の希望に沿って、個別の支援を行います。</p> <p>これらの保護者に対する子育て支援に当たっては、保育士や調理師は、保護者を尊重しつつ、保護者と連携して園児の育ちを支える視点を持ち、園児の育ちを保護者と共に喜び合うことを達成目標に置きます。</p>
<p>小学校や地域等との 連携・交流</p>	<p>年中児・年長児の保育に当たっては、保育所保育指針に新しく示された 10 の「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を意識した指導を行い、また、指定管理を行うひまわり園での児童発達支援事業とも連動させ、南波多郷学館その他の小学校への就学につなげる支援を行います。</p> <p>そのための具体的な取組みについては、南波多郷学館の行う運動会などの催しに園児を積極的に参加させることや南波多郷学館と共同した事業を行うことなどを第三者協議会等において協議し、それらの実施を通じ、保育から学校教育へのつながりを構築し、保護者の子育て支援にも波及させたいと考えます。</p> <p>また、地域との連携にも力を入れ、地域の老人会（福寿会）との交流事業や、地域の主な産業である農業や畜産の体験事業も取り入れたいと考えます。</p>

<p>安全対策</p>	<p>(1) 園児の健康管理については、医師による年2回の内科検診と歯科検診、検査機関による年2回の尿検査、保育士や看護師等による毎月の身体測定と日常保育の中での健康チェックを行います。</p> <p>(2) 衛生管理については、保育室、玩具、トイレの薬液消毒、食器や哺乳瓶、調理具の熱湯消毒と熱風乾燥を行うほか、毎日、用便の後と食事の前の園児の手洗いを徹底します。</p> <p>(3) 感染症対策としては、園児が感染症にかかったときは、医師の登園許可が出るまで保護者に登園の自粛をお願いするほか、複数の園児がかかったり、まん延するような場合の対応策については、園医の指導の下に定めます。</p> <p>(4) 登降園時の交通安全対策については、毎月1回の園児の交通訓練と関係機関の協力の下での年2回の園児の交通教室を開催して教育を行うほか、保護者に対しても保育園駐車場までの通路の交通マナーや登降園時の交通安全の指導を行います。</p> <p>(5) 保育中の事故防止や安全対策としては、機器・遊具の安全点検を毎月実施するほか、南波多保育園の施設や周辺環境に応じた安全対策マニュアルを作成し、全職員の対応体制づくりと共通理解を図ります。</p> <p>(6) 防災や災害対策については、地域の関係機関等の協力を得た防災計画を作成し、年間を通して園児と職員の防災訓練及び避難訓練を実施します。</p> <p>(7) 防犯対策としては、他の4か園の例を参照して防犯対策マニュアルを作成し、これに基づき、毎月の園児の防犯訓練と職員の防犯体制づくりを行います。</p>
<p>個人情報の取扱い</p>	<p>個人情報の秘密保持については、経営する全保育園に適用する保育園運営規則、就業規則に規定しており、また全職員から守秘義務の誓約書を徴することとしています。</p> <p>また、児童福祉法等に規定される罰則を含め、個人情報の秘密保持について職員へ説明を行い、指導することとしています。</p>
<p>在園児への配慮や引継ぎについて</p>	<p>公立保育園と伊万里福祉会の保育園との保育については、その手法や養護・教育の内容にやや異なる部分があり、移譲時にそれらや保育士の顔ぶれが一遍に変わってしまうと、在園児が戸惑ったり、保護者の安心や信頼を損なうことになりかねません。</p> <p>このため、移譲の1年前から伊万里市福祉会の保育士を公立保育園に派遣して配置し、移譲後も引き続き保育に当たらせることとし、また、移譲後は公立保育園の正職員の派遣をお願いして、移譲後の保育の引継ぎがスムーズに行えるよう配慮したいと考えます。</p>

<p>その他</p>	<p>伊万里福祉会の保育園の特色として実施するのは、次のとおりで、保護者の賛同があれば移譲時から実施します。</p> <p>① 早朝の保護者の家事の軽減と食事の衛生管理のため、また、食育の一環として、米飯を含めた完全給食を提供する。ただし、米飯提供に伴い、月1,000円を給食費に加算して徴収する。</p> <p>② 衛生管理のため、取り替えた乳児の紙おむつは、全て保育園で処理する。</p> <p>③ 午睡の敷布団と掛布団は、標準のものを保育園が揃える。</p> <p>④ 幼児教育として、絵画造形教室と英会話教室を月に1回程度開催する。</p> <p>⑤ その他、地域に根差した保育園独自の活動を年間通して行う。</p>
<p>保育料以外の保護者負担</p>	<p>保育料以外に伊万里福祉会の保育園で徴収している保護者負担は、次のとおりですが、移譲後の南波多保育園においては、給食費の負担額は同じとしますが、育友会その他の負担は、保護者の意見を聴いた上で、育友会で決めていただくものとします。</p> <p>① 給食費 : 月額 5,500円 (副食費免除対象者は、月額 1,000円)</p> <p>② 育友会費 : 月額 600円</p> <p>③ 年長児会費 : 月額 200円</p> <p>④ バス旅行積立 : 月額 1,000円 ※「年中児と年長児」又は「年長児のみ」を対象</p>